

消防局・消防団特定小電力トランシーバー仕様書

豊中市消防局

第一章 総 則

第1条 適用

本特記仕様書（以下「仕様書」という）は、豊中市消防局及び豊中市消防団に配備する特定小電力トランシーバーの整備計画に伴う購入に適用する。

第2条 概要

豊中市消防局が整備する特定小電力トランシーバーの納入を行うものである。

第3条 購入品目及び発注数量

購入品目及び発注数量は、以下のとおりとする。

	品 目	単位	数量	備考
1	特定小電力トランシーバー (詳細は第二章機器その他の仕様)	台	103	
2	充電式電池	本	103	
3	2口タイプ充電器	個	8	
4	ACアダプター	個	8	
5	キャリングケース	個	48	
6	防水形小型スピーカーマイクロホン	個	48	
7	小型イヤホンマイクロホン	個	55	
8	取扱説明書	部	103	

第4条 納入場所

住所：大阪府豊中市岡上の町 1-8-24

名称：豊中市消防局 消防総務課

第5条 履行期限

契約締結日から令和6年10月30日まで

第6条 契約の履行

本契約の履行範囲は、本仕様書に掲げる装置の単体・総合調整までとする。

第7条 準拠仕様書

本契約の履行にあたっては、本仕様書によるほかの次の仕様等によるものとする。

1. 機能及び構造は電波法（昭和25年法律第131号）型式検定に合格したもの、又は無線設備規則（昭和25年電波管理委員会規則第18号）の基準に適合するものであること。
2. 令和4年12月1日以降も有効となる日本国電波法令に基づく技術基準適合証明または工事設計認証に合格した製品であること。

第8条 提出図書

原則として、日本語で記載した次の図書を提出するものとする。

1. 承諾図（機器仕様等）・・・契約後速やかに 1部
2. 納入品一覧表
3. 取扱説明書

第9条 特許等の使用

契約者が特許権、その他第三者の権利の対象となるものを使用する場合、その使用に関する責任は契約者にあるものとする。

第10条 仕様書の解釈

本仕様書に明示なき事項であっても、装置の機能上当然具備すべきものについては、契約者においてこれを充足するものとする。

また、本仕様書の内容について疑義を生じた場合は、双方において協議の上解決を図るものとし、一方的な解釈によつてはならない。

協議の議事録等はその都度1部提出し、担当職員の承諾を得るものとする。

第二章 機器その他の仕様

第11条 特定小電力トランシーバー（携帯型）

- | | |
|-------------|--|
| (1) 送信出力 | 10mW／1mW |
| (2) 通信方法 | 単信方式／半複信方式 |
| (3) 電波型式 | F3E、F1D |
| (4) 電源 | 単3形アルカリ乾電池／専用単3形Ni-MH電池 |
| (5) 発信方式 | 水晶制御による周波数シンセサイザ方式 |
| (6) 受信方式 | ダイレクトコンバージョン方式 |
| (7) 周波数範囲 | <シンプレックスモード（単信）>
422.0500～422.1750MHz、422.2000～422.300MHz
<セミデュプレックスモード（半複信）>
受信：421.5750～421.7875MHz、421.8125～421.9125MHz
送信：440.0250～440.2375MHz、440.2625～440.3625MHz
※単信：20チャンネル、半複信：27チャンネル |
| (8) 使用温度範囲 | -10℃～+50℃ |
| (9) スピーカー出力 | 80mW以上 |
| (10) 重量 | 90g（本体のみ） |
| (11) 機器寸法 | 85（H）mm 50（W）mm 27（D）mm以下
（突起物を含まず） |
| (12) その他 | ①無線機本体はIP67の防塵・防水性能を有する事。
②無線機本体には、メインとサブチャンネルPTTを有し、
各送信ボタンを押すことで予め設定した別の通話チャンネル
で送信する機能を有する事。
③通話ができない状況下でも予め録音したメッセージを送信
できる「お知らせ機能」を有する事。
④通信エリア拡張に際し、LAN／LTE接続で連結が可能な
特定小電力トランシーバー中継器と接続連携が可能な事。 |

第12条 その他

無線機は、特定小電力設備として技術適合基準（ARIB STD-20）に対応した携帯型特定小電力トランシーバーであること。

第13条 検収等

発注者が行う外観、機能等の検査に合格し、別紙表記一覧表のとおりトランシーバー本体1台ごとに配置場所、所属ナンバー及び納品日のテプラ（白色）表示を貼り付けること。

納入に際しては、別紙配置一覧表のとおり各課、各署及び分団配分ごと段ボール箱に仕分けすること。また、段ボール箱に配置場所、品名及び個数が容易に確認できるように明示し、発注者が指定する場所に納品することをもって納品完了とする。

第14条 補償

受注者は、納品日から1年以内において、取扱不注意及び天災以外の理由による故障等を生じた場合は、無償にて修理または交換を行うこと。

第15条 機器構成（製品指定）

	品名	型式名	数量
1	特定小電力トランシーバー	アイコム製 IC-4400	103 台
2	充電式電池	アイコム製 BP-260	103 本
3	2 ロタイプ充電器	アイコム製 BC-200	8 個
4	AC アダプター	アイコム製 BC-186	8 個
5	キャリングケース	アイコム製 LC-177	48 個
6	防水形小型スピーカーマイク ロホン	アイコム製 HM-183PI	48 個
7	小型イヤホンマイク ロホン	アイコム製 HM-177PI	55 個
8	取扱説明書		103 部

第16条 その他

本仕様は、製品指定（同等品不可）とする。質疑がある場合は、質疑等申請期限までに契約検査課に申請すること。

第17条 担当問い合わせ先

豊中市消防局 消防総務課 消防団係 永田 晶人

電話：06-6846-8409

FAX：06-6843-0119